

第六十三回国会 衆議院 法務委員會議事録 第十五号

昭和四十五年四月七日(火曜日)
午前十時三十七分開議
出席委員

委員長 高橋 英吉君

理事 小澤 太郎君 理事 鍛冶 良作君

理事 小島 徹三君 理事 瀬戸山三男君

理事 細田 吉藏君 理事 畑 和君

理事 沖本 泰幸君

石井 桂君 河本 敏夫君

中村 梅吉君 永田 亮一君

羽田野忠文君 赤松 勇君

黒田 寿男君 下平 正一君

中谷 鉄也君 大野 潔君

林 孝矩君 岡沢 完治君

松本 善明君

出席國務大臣 法務大臣 小林 武治君

出席政府委員 警察庁刑事局長 高松 敬治君

法務政務次官 大竹 太郎君

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務大臣官房副長 影山 勇君

法法制調査部長 辻 辰三郎君

法務省刑事局長 辻 辰三郎君

委員外の出席者

最高裁判所事務 岸 盛一君

最高裁判所事務 寺田 治郎君

最高裁判所事務 矢口 洪一君

最高裁判所事務 福山 忠義君

法務委員会調査 室長

四月三日

在日中国人の広州交易会参加に関する請願(堂森芳夫君紹介)(第二二三六号)

第一類第三号 法務委員會議事録第十五号 昭和四十五年四月七日

同(松本七郎君紹介)(第二二三七号)
同(山本幸一君紹介)(第二二三八号)
は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)
檢察行政に関する件
人権擁護に関する件

○高橋委員長 これより會議を開きます。
檢察行政及び人権擁護に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。畑和君。

○畑委員 本日は、本来なら法案審査の日でございまして、裁判所法の一部改正の法案審査の日でありますけれども、いままでのいろいろないきさつによりまして、私たちが前から質問していただくことになっておりました創価学会関係の高尾靈園の墓石その他いわゆる墓荒らし事件があったことについて、被疑者扱いをされて非常に人権問題だということでわれわれの党のところへも訴えがあり、かつまた新聞紙上にも出たいわゆる墓荒らし事件にまつわる人権問題について、冒頭質問いたしたいと思ひます。

警察庁刑事局長、来ていますか。
○高橋委員長 警察庁から高松刑事局長が見えております。

○畑委員 警察庁の高松刑事局長に主としてお聞きいたします。

このいわゆる墓荒らし問題はいつのことで、大体どんな墓荒らしがあったのか、その概略をきわめて簡単に聞いておきたいと思ひます。

○高松政府委員 本年の一月十八日の朝に、八王子市の日蓮正宗の高尾墓地というところで墓石がこわされ、あるいは墓の一部が荒らされた、こういう事件が発生いたしております。

○畑委員 どんな程度に荒らされたのですか。荒らされるといってもいろいろある。ただ墓石を倒した程度か、あるいは納骨のつばをとうしたとか、そういうようないろいろな程度があるので、その程度はどんな程度か。

○高松政府委員 その点につきましては、ちょっと正確な資料をいま持っておりません。

○畑委員 そのくらいのことではわからぬといかぬと思うんだ。

それで、その捜査は職権捜査で始めたのか、それとも告訴あるいは告発があつて始めたのか、その点をお伺ひしたい。

○高松政府委員 これは管理事務所のほうからの届け出がありまして、それで警察として捜査を始めた、こういうことだと思ひます。

○畑委員 その事件について、実はその後稲垣和雄という人——この方は、創価学会から退転をした人たちのグループがございまして、退転者懇談会という団体があるけれども、その代表世話人をしておるそうであります。その方と、それからさらにこの間も言論・出版妨害問題について証人の要求等があったやに聞いております植村左内という方、これまた創価学会からの退転者で文筆家、「これが創価学会だ」の著者でありますけれども、このお二人に対して警察が非常に行き過ぎた捜査をやつておる、いわゆる見込み捜査というか、そういう捜査に行き過ぎがあったということについて、わが社会党の、言論と人権を守る特別委員会というのがありますが、そこへこのお二人が参りまして、こういう実情であつた、まさに

に人権侵害であるということで訴えがございました。われわれもそのことを聞きまして、さらに院内の新聞記者とも会見した模様でありまして、それが新聞に出ております。この新聞に出ておることは御承知のとおりだと思ひますが、この点について質問いたしたい。

この訴えによりまして、相当前からこの二人にねらいをつけていろいろ尾行したりその他のあらゆる捜査をしておるようでありますけれども、この点については大体あなたのほうでどういう捜査をしたつもりなんですか。

○高松政府委員 どういう捜査をとおっしゃいますと、ちょっとその辺……

○畑委員 それでは私のほうから聞きましょう。稲垣さんの場合ですね、警察が捜査に協力してくれというので二十三日に八王子署に行つた。すると、被疑者扱いをされて、午前十時から午後八時まで、一月十日から二月中旬までのアリバイを言えと、捜査一課の積谷警部補ら六人に責め立てられた。刑事には、一番の容疑者は植村とあなただ、犯罪者に仕立てることはわけはないのだけれども、できるだけアリバイをさがしてあげたいのだ、こういうことでアリバイについて申し開きをしろというところで、相当長時間にわたつて責められた、こういうわけなんです。しかもはつきり被疑者として調書をとりつけております。どういふ根拠に基づいてこの稲垣和雄さんという人を、あるいはまたさらに植村左内さん、どうも被疑者なんだが被疑者でないのかわからないけれども、二人をねらつたように言つておりますけれども、どういふ根拠に基づいて被疑者扱いをしたのか、この点を聞きたい。相当な状況的な証拠等でもなければ、まっとうから被疑者扱いをできるはずはないのでありまして、それがすなわちまた人権問題にもつながるわけでありまして、その点

が一番問題だと思ふ。その点はどういう根拠でやられたかということなんです。

○高松政府委員 稲垣和雄氏については、三月二十三日と二十四日の二回にわたって八王子警察署において願つて事情を聞いております。

それで、これは被疑者というふうなことではない、いろいろなことについて事情をよく御存じではないかということ、いわば参考人としていろいろ話をしているわけでございます。二十三日は午前十時から午後七時まで、それから二十四日は午後一時から午後五時までの間、この二回にわたつて事情を聞いております。

二十三日に、墓荒らし事件でひとつお聞きしたいというふうなことを申しましたところが、自分はいろいろな関係で事情を聞かれるのは当然かもしれないというふうな話から始まりまして、十七日前後の人の集まり、それから本人の行動というふうなことも若干聞いておるようであります。五時ごろに、もう夕方になったからこれで切り上げようと言いましたところが、御本人から、いま仕事は何もないからもう少し聞いてもらつてもいいのだということ、大体七時ごろまでいろいろ話を伺つた、こういうことでございます。アライバイその他の問題についても、確かに十七日前後の行動をひとつ思い出してほしいということも申し上げて、とうてい本人を被疑者というふうな見方のできるような資料はございません、そういう点ではあくまでも参考人という形でございます。

○畑委員 いま高松刑事局長は、被疑者扱いではない、また高松刑事局長が考えても、この程度では被疑者と扱うわけにはまいらぬ事案だ、こう言うておられる。私もそう思った。こんな程度で被疑者扱いされたら、とてもたまらぬ。そしてアライバイを言えということで、ずいぶん長時間におたつてそれを思い出すに骨を折つたと言つていますよ。しかも、はつきり被疑者ということで調書をとられた、こう言つておるのですけれども、あなたの答弁を聞くと、きわめて協力的であつた

という。最初は、協力してくれというので、十分協力いたしますと言つたのだそう。

ところが、その後の調べがなかなか峻烈で、そして、犯人に仕立てることはたわいのないのだが、そのアライバイをさがしてやつてあなたのためにしてやるのだ、こういつたような形で、記憶を呼び起こせというので、その次はどうか、その次はどうか、ずいぶんきつて責め立てられたというところ、われわれのところにも訴えがあった。あなたは、私はきょうはひまだからゆつくりでいいです、おそくまでやつてけつこうだと言つた、

稲垣さんがおそくなつたことはむしろ稲垣さんの意思だといふふうな聞えるような答弁をなさつたけれど、実際にきわめて違つたらしい。われわれはそこを問題にしたいと思つてゐるわけ。

○高松政府委員 あれは三月二十六日の新聞にこの記事が出まして、私もこれは事実はどういうことだろうかということ、警視庁の報告も求めました。その結果、その報告はいま私が申し上げてゐるようなことでございます。

それから、翌二十四日はその稲垣氏から電話がありました、きょうは娘の卒業式が午前中にあるので午前中は来られない、午後に行くからということで、午後一時ごろに出向かれた。少し時間が長くなつておられますけれども、やはりその退転者懇談会の性格なりあるいはその活動なり、設立の趣意なりについていろいろなことを尋ねたり、その他やつておられますので、そういうふうな頭から被疑者扱いにしたというふうなことはないはずでございます。

○畑委員 刑事局長は、ないはずだと言つけれども、実際はどうもそういう状況じゃないらしい。しかも一つ、そういう調べに行つてゐる留守中に、稲垣さんのところで、刑事さんが来て、承諾なしにくつを四、五足持つていつてしまつたというふうなことがけれども、これはどういうことですか。あなたのほうでは任意提出、そういうふうにおつしやるだらうけれども、そういう状況ではなかつたらしい。半ば承諾なしに持つていつたというふうな状況らしいが、どうですか。

○高松政府委員 あの現場に足跡が残つておりましたわけで、稲垣氏についても、一応そういう足跡が合うかどうか、白くするといひますか、結局、捜査が無から有がだんだん出てくる段階に進んでいくものでありますから、それでそういうところは

はつきりさせる、こういう意味で、自宅のほうに捜査員が参りまして、そして一月はどんなはきものをはいておられたかということをお聞きしましたところが、このくつですと言つて奥さんがくつを一足出してくれた。ちよつとお借りしてよろしいですか、どうぞどうぞという、こういうお話で、それが、御主人はいま署のほうに覚えておられますから、終わつたらすぐ御主人に返します、こういうことと断つてそのくつを借りて署のほうに戻つた。それで、返そうとしましたところが、もうすでに稲垣氏が帰つたあつたものでありますから、そのあとでこれを返しに行つた、こういう状態でございます。

○畑委員 四、五足と一足の違いもあるけれども、それと同時に、またそういう場合には稲垣君のほうに、それじゃあなたのアライバイのほかに、もつと明確な足跡の問題があるのだ、したがつてあなたはくつを出してみてくれぬか、そして調べはかつてみよう、こういうことでも言うたのならば別なだけども、これが、本人に何とも言わずに留守宅に行つて、事情を知らない細君のほうから提出させたというふうなやり方は、私はやはり捜査の行き過ぎではなからうか、こういうふう

に思うのですが、いかがですか。

○高松政府委員 その稲垣さん自身が警察署に見えておるわけですから、私も、畑先生のおつしやるように、本人にそういうふうな断つて、そしてそれをやるのが一番順当な方法だと思ひます。そういう点では、警視庁のほうでも、なぜこれは本人に断つたのだからかというふうなことを申しておりましたけれども、そういうふうなことが、よりこういう誤解を招かないでよかつたと思ひます。事実、御本人には話ししないで奥さんに話をしてそれで帰つてきた、こ

う状態でございます。そして、借りたくつは一足に間違ひはございません。

○畑委員 植村さんの場合ですが、植村さんは警察から調べがなかつた。結局そのときは、もつとも出張で不在中だつたらしいですね。それで、呼ぼうと思つたのだらうが、出張で不在中だつたもので直接の調査がなかつたのだが、その留守中に、ちよつとたまたま二十三日に中林警部ら二人の刑事が参つて、退転者のリストがあつたら見せてくれと言つたり、何かいろいろの関係を聞かれたという。細君が電話に出たときに、小学校六年のむすこに、本だになつた「これが創価学会だ」の見本刷りの本をとらして、見せてくれと言つて、電話から戻つた細君に、一日だけ貸してくれと、これまた半ば無理やり持つていつた、

こういうことなんだけれども、あなたのほうから言わせるとおそろくそうじゃないと言ふことだろうが、こ

ういつた点も、相当のあせりというか、ちゃんとした手続を踏んでいない、あるいは承諾を得ていないやり方ではなからうか、私はこう思うのですが、いかがですか。

○高松政府委員 私のほうで報告を受けておりますのは、だいたい事実が異なつております。それで、中林警部が植村さんのところへ二度も行つております。一つは二月九日の日に参つております。このときは植村さん御自身もおいでになつて、そしていろいろまだ御存じのことがあつたらひとつ教えてもらいたいということでお話をしておりましたが、その際に、「これが創価学会だ」という本が二月二十二日に出版される予定だから、そのときは一冊あなたにも差し上げましょう、こういうお話が出ておつたそうでございます。次いで、三月二十三日の午前十時ごろに訪問しておりますが、その際に、あらかじめ電話をいたしましたところが、奥さんが出られて、主人はいま出張中だけれども、私にわかることなら何でもお話ししますからどうぞおいでください、というこ

答えられたのですが、その中でもくつを持つていったとか、十七、八日のアリバイをいろいろ聞いたというようなことで、被疑者として扱っていいたのではないかというふうに思われる節がずいぶあるわけですけれども、それだけではなくて、私どもが直接稲垣氏に当たって聞いたところでは、やはりこれは被疑者としての調べをしておるようです。

たとえば、終わってから稲垣さんが、参考人として呼び出したのだから日当をよこせと言ったところか、これは被疑者なんだから日当をやるわけにはいかぬ、こういふふうに言われたということだし、それからこの調べの中で警視庁の捜査一課の磯谷警部補、この磯谷氏は、墓荒らしの犯人は右翼や創価学会内部ではあり得ない。創価学会退

転者、反聯青年委員会、それから共産党のうちだ、こういうらぬと思うのですが、共産党のうちだ、こういうことを調べの中で言っているということ、こういう態度で捜査をしておるというようなことは、この経過から見てもほんとに許せないと思うわけです。特にアリバイについて詳細に、十七、八日のおかずに何を食ったかというようなこと、からずと追っている。それから植村氏と稲垣氏が

最高の被疑者だということを言つておるということともある。そういうあなたの方の調査だけでは、もちろん自分たちの非を認めるような調査も出てこないかもしれないけれども、直接私どもが調べたところでは、そういうことを捜査官に言われている。これは被疑者として調べるならば当然に黙否権も告げて調べなければならぬ。参考人として呼び出しておきながら被疑者としての調べをするということとは、捜査においては最も避かなければ

ならない重要なことではないかと思ひます。
この点については、警察のはうでは非常にルーズにやってもかまわないんだ、参考人として呼び出しておいても被疑者と疑った捜査をしてもかまわないんだという考えでやっているのじゃないかと思ひますが、その点についてはどういふふうに考えて警察全体としてやっているのか、お話しを

願いたい。

○高松政府委員 具体的にその際にどういうふうなことを申したかというふうなことは、私も実はよく承知いたしております。植村さんの問題にいたしまして、植村さんが途中で非常に腹を立てたのは、稲垣さんのほうから警察はあなたも被疑者と目しておるのだというふうなお話があった、それで自分としても非常に腹が立ったというふうなお話とおっしゃっているようでございます。しかし、先ほど申し上げましたようなことで、稲垣さんについては若干のあれがあるけれども、しかし、被疑者として見るほどの状況はとていまいという状態でございます。

参考人と被疑者というふうな問題も、この段階では一つの話を書く、状況を書くという形のものがあるかと思うと思ひます。そういう面でも明確に被疑者として持つていけないわけですから、むしろ参考人として持つていくのが私は普通の形であらうかというふうに思ひます。

○松本(善)委員 そこで、私も聞いておるわけですが、こういうことを一般的にやられるのかどうかという問題なんです。参考人として呼び出しにおいて、アライはどうか、それからそれからのところの足跡を合わせるために持つていくかというふうな、実際上の被疑者であるかどうかというのを調べる捜査を一般的にやっておるのかどうか、それはかまわないという考えでやっておるのかどうか。

○高松政府委員 たいへんきつちりここからここまでが参考人、ここからここが被疑者という形よりも、現実の捜査の場合にはいろいろなニュアンスのものがたくさん出てまいります。そういう場合に、その人についての容疑がないと否定する材料があるならば、それを早く見つけ出すことが現実の捜査としては必要でございます。そういう意味で、われわれ白くする捜査といえますけれども、そういうふうなことも、たくさんの方があります。そういう場合には、それを早く消していくというふうなことのために、あるいはアライについてお尋

ねする、あるいはその他の場合に、これを否定する材料がほんとうにあれば、その人についての容疑は全くなくなるわけですから、それを一応聞いてしまふ、そういうことも現実に行っていることは事実でございます。ただこれが参考人か容疑者かというふうな区別がつかない。一つの多数の、何といひますかニュアンスで、そういう状況があった場合に、それをたとえアライを聞いてからこれを被疑者扱いをしていんだというふうなわけには私はまいらないと思ひます。

○松本(善)委員 そうすると、あなたのほうは詳細に知らないということだけれども、容疑者ということを言い、それから犯罪者に仕立てるのはわけはないということまで言っておるということが私の調査ではあるのです。あなたはいま、そういうようなことは詳細には知らないとおっしゃるけれども、それがあつた場合にはどうなんですか、そういうことを言つてもいいですか。

○高松政府委員 私は、この際にどういふことを申したかは承知しておりますけれども、ただこういう容疑の段階というのか、そういう稲垣さんについての容疑が非常に薄い容疑であるというふうな段階を考へてみますと、それについていまいおっしゃつたようなことを言うはずがないというふうな感じを持つております。

○松本(善)委員 これはきょうは十分時間がありませんので詳しくやりませんけれども、別件逮捕については違憲であるというところが、東京地裁で六本木の連続放火事件について判決が出ました。それに関連して、別件逮捕とか見込み捜査というものは、これは許せないんだという世論も起こつてきておるわけですから、この別件逮捕、見込み捜査については、警察庁のほうでは何らいままでと変わりなくやつていくという考えでありますか。

○高松政府委員 別件逮捕ということばの意味のとり方によつても非常に違うと思ひます。六本木の事件の判決にいたしまして、乙事実が甲事実より軽微である場合、それから同種の事犯である

場合、あるいは密接な関連のある事犯である場合、あるいは被疑者が進んで自白した場合、こういう場合は別件についての捜査をやつてもよろしいんだという限定をつけておるわけでございます。これは自身も限界としては非常にいいまいと思ひます。そういう意味で法律的にいひゆる別件逮捕、この中身のとり方によつて非常に違つてくると思ひますけれども、違法であるかどうかというところについては問題はあるかと思ひます。

○松本(善)委員 それではこの点、別件逮捕について一言で答えてもらいたいたしただけでも、東京地裁のこの判決、あなたの言われたとおり一律に考へていくわけではないようですが、この判決は尊重してやつていくんだ、見込み捜査というのは本来は考へてはいけないんだ、こういう態度でやつていくということですか。この東京地裁の判決は尊重していくという態度であるかどうか、それだけ聞きましょう。

○高松政府委員 自身の個人的見解かもしれませんが、この東京地裁の判決については、こういうふうな例外が認められるということで、例外が認められない場合はすべて憲法に違反して違法だ、こういう言い方をしているわけですが、その境目が非常にややこしい、非常に不明確だ。たいへん流動的でありまして、ある場合については違法であり、ある場合については違法でないといわれる判決には、ちよつと承服しかねるような感じを持つております。

しかしながら、そういう違法かどうかという問題は別にいたしまして、私は、別件でいくというふうなやり方が捜査として適当であるかどうかというふうなことにについては、捜査はやはり本件でいくことが本筋である、別件というものは捜査の本来の形からいってこれはできるだけ避けるというところが必要であると思ひます。で、別件でやらなければ捜査はうまくいかないんだというふうな考へ方がないわけではありせんけれども、そういう考へ方は、私自身は間違つておると思ひます。別件でやつたために結局本件が割れなかった

という事件も幾つもあるはずであります。そういう意味で、私どもの捜査の指導としては、できる限り本件で持つていく、こういう指導が当然だと思つております。

ただ、何ぶんにも捜査は一つの生きものみたいなところがございます。たとえば事件をやつておきますうちに、かなり重い別件について証拠は一応あるけれども、本件については十分に証拠とか罪証隠滅のおそれがあるとか、あるいは極端な場合は自殺のおそれがあるというふうな場合に、あるいは別件でいくのもやむを得ない場合というのには、それはあり得ると思ひます。しかしながら、その場合の別件というものは、これは逮捕の要件の備つた別件であることは当然でありまして、その意味でやむを得ず使う場合がないとはいへないと思ひますけれども、できるだけ本件で持つていくというのが私どもの指導の一つの方針でございます。

○松本(善)委員 この人権侵害という形で稲垣さんたちの捜査について新聞に報道されました。あと、これは法務次官にもお聞きしたいのですけれども、この晩に、警察の者だけれどもということでも、植村さんのところに脅迫電話がかかつてきておるわけなんです。それをちよつと御紹介いたしますと、その中では、身のためになりませんが、ああいうことをすると君の損だよとか、あるいは承知しないぞとか、覚えておれとか、私はテープでそのものを聞いたわけですから、こういう脅迫の電話もかかつてきておる。警察の不当な人権侵害という問題が新聞に出ただけでこの脅迫電話がその人たちにしかつてくるという、こういう事態について次官はどうお考えになりますか。

○大竹政府委員 いまのお話ですと、どうも具体的にもう少し詳しくお聞きしたいとお答えができません。面もあるようであります。いまのお聞きした限りにおいては、これはやはりその電話自身が人権侵害という場合もあるかと考えております。

から提案せられたものと思うのであります。してみれば、どうしてもこの祭、これを通さなければ

て詳しくお聞きしたいと思います。

のほうから、裁判所法の一部を改正する法律案参考資料というものが出ております。その資料の一

ろ手配の必要なことは十分承知いたしましたして、今後ともその点について十分具休案を練ってまい

る、現に作業を進めておる最中でございます。

○鑑治委員 私の上申上げますのは、本法案を出しました以上は、言うまでもないことではありましようが、第一番にこれだけの数がふえてもまかなえるだけの裁判官の用意ができておるか、裁判所の設備も十分でできておるか、人員も十分用意ができておるか、この点を確かめたいのですが、この点の確答ができるかどうかを聞きたいのです、いかがでしょう。

○寺田最高裁判所長官代理人 十分できておると確信いたしております。

○鑑治委員 それでは、それからあととは、こまかくあとで聞くことにいたします。

○高橋委員長 事務総長が参りました。

○鑑治委員 そこで問題は、いま大臣が言われたようないろいろの理由からきておりますが、本法改正の第一の理由は物価のスライドだと心得るのであります。ところで、二十九年に本法が改正されてから十六年たった今日まで、一体どれだけ物価がスライドされておるか、この点が重大なんです。ことに、どうも日本弁護士連合会から出ております趣意書と裁判所から出ております資料との間にたいへんな違いがございますので、これはどういふことで違いができたのか、これをここでひとつ明瞭にさせていただきたいと思うのであります。

法務省から出ました資料の別表第二、この間ここで出しましたこの第二によりますと、二十九年を一〇〇としたとすると四十三年は五七・〇・六、五七・〇です。五・七倍、約六倍になっておるということになっておる。それからその中の表を見まして、国民所得の点を見ますと、これはなお以上に約六倍にのぼっておると出ておるのであります。ところが、いま日弁連からの申し出を見ますと、上昇は六〇％に過ぎない、かように書いてございます。これはたいへんな違いなんです。六〇％の上昇だという資料の出てるものと六〇％より上がらぬと出ておる。私は日本弁護士連合会と大体において話は合うと

思うけれども、合わないところのあるのはここいらに合わない点が出てきておるのじゃないかと思ふのだが、これはどうですか。あなた、この法務省で出されたものは間違いございませんでしようね、私いま申し上げましたのは。

○矢口最高裁判所長官代理人 ただいま鑑治委員からお話のございました五七・〇・六という指数は、実は先ほど総務局長が御説明いたしました法律案参考資料として法務省からお出しになりました資料にはない数字でございます。それは私もどつくりましてお手元にお届けしたことのござい

ます「国民総生産と総支出累年比較」と申す表の数字でございます。それによりますと、一人当たりの国民総生産額というものを昭和二十九年を一〇〇としたとしまして昭和四十三年と比較いたしますと五七・〇・六と相なるわけでございます。ところで、お手元に法務省のほうから法案の御審議のために参考資料としてお届けいたしております表によつて見ましても同様のことがいえるわけでございまして、その六ページ及び七ページでござい

ますが、まずその七ページの一番左のところにございまして国民総生産というのがございますが、これは昭和二十九年を一〇〇としたとしまして昭和四十三年六四・五という指数に相なるおるわけでございます。実はそれを私どものほうで一人当たり総生産に引き直したものが五七・〇・六という数字になっておるわけでございまして、その間に食い違いがあるわけではないのでございまして、ちなみに一人当たり国民所得という点で見ま

いますと、法務省提出の参考資料の(2)のところでございますが、昭和二十九年を一〇〇にいたしますと四十三年で五四・一、すなわち五・四一倍というところに相なっておりますし、また勤労者世帯の可処分所得というのを見ても、昭和二十九年を一〇〇としたとしまして昭和四十四年では三六・九、すなわち三・六九倍となつておる、

こういつた数字でございます。なお、六ページの一番右にございまして消費者物価指数というのをございまして、これは

人口五万以上の都市における消費者物価指数でございますが、昭和二十九年を一〇〇としたとしまして昭和四十三年一六五・九ということに相なつておるわけでございます。もともともごく最近の数字といたしましては、昭和四十五年の一月で一八二・八ということになっております。ただいま鑑治委員から御指摘の弁護士会方面からお出しになりました資料との食い違いとおっしゃる点はこの辺をさすのではないかとこのように存じておるわけでございまして。

○鑑治委員 それならば物価としてはあなた方はどれだけ上がつておると見ておられるのでしょうか。私はここに指数と書いてあるから物価だと思つて申したのですが、どう見ておられますか。

○矢口最高裁判所長官代理人 消費者物価ということからまいりますと、御指摘のように昭和二十九年に比較いたしました一・八倍強という消費者物価の上昇というふうには考へておるわけでございます。

○鑑治委員 一・八倍……

○矢口最高裁判所長官代理人 一・八倍強でございます。

○鑑治委員 それはどこについておられますか。

○矢口最高裁判所長官代理人 この消費者物価指数と申しますのが、昭和二十九年を一〇〇にいたしまして昭和四十五年一八二・八という数字でございます。その数字はただいまも御説明申し上げましたが、法務省から出してあります参考資料の六ページの右端にある数字でございます。

○鑑治委員 それにいたしまして六〇％の倍でありますね、あなたのほうは一・八だから、弁護士会のはうでは六〇％といつておる。倍じやない、三倍だね、一・八だから。

○矢口最高裁判所長官代理人 六〇％とおっしゃつておられますのは、一六五・九というのが昭和四十三年の指数でございますので、それは昭和二十九年に比べますと一・六五九倍でございますから六〇％上がつておる、こういうふうにおつ

しやつておるのではないかとこのように考えられます。

○鑑治委員 これはまあずいぶんむずかしい問題で、見方の相違、基礎の立て方からでしようが、私に数字にうといもんですから、あまりやかましいことを言つても及ばぬが、これらの点をよく打ち合わせのできなかったことを私は非常に遺憾に思ふのです。私が見るなら、こんなに違つたんじやこれは意見が違ふのはやむを得ないじやないかと思つて第一番にこへあげた点なんです。それだけ申し上げておきまして、あとでまたこまかく申し上げることにします。

その次に申し上げたいのは、同じく日弁連の主張によりますと、簡裁の事件は二十五万六千件の増加である。二十五万六千件です。地裁の事件は増加はしておるが、審理期間がだんだん短くなつておる。だから地裁はむしろ短縮の傾向にあるといわなくちゃならぬ。しかるに裁判所のほうでは、簡裁の新受件数は激減して、二十九年から三十三年をピークとして次第に減じ、四十三年には二十九年に匹敵するに至つた、これはこのことと別表に書いてございまして、そうですね。そうして地裁は六七・六％、簡裁は三二・四％となつた、

こうこの表に出ております。片一方では簡裁がたいへんにふえて、地裁が減つた、こう文書に出てきておる。あなたの方のほうは、地裁はほとんどふえて、簡裁が減つたんだ、こういつてパーセンテージで半分になつたと言つておる。これはたいへんな違いのものがここにあらわれてきておるのです。何と資料と折り合ひのつかない主張が出ておるが、どこからかういふものが出たのでしやうか。ばくにはどうも頭が悪いからかどうか判断がいきませんが、どういふことだと思ひますか。

○矢口最高裁判所長官代理人 まず事件の数字でございますが、私も事件の数字を申し上げます、また、実際問題といたしまして非常に手数のかかる代表的なものとして、訴訟事件の数字というものをあげるわけでございます。先ほど総務

の反対の根拠になっておると思うのです。この点に關して裁判所はどのように考えられますか。もちろん、さようなことがあつてはたいへんなんだ、さようなことはない、かように確答できましようか。これは裁判所よりかまらずひとつ法務省から承ります。それから裁判所からも承りたい。さういふものはない、ないならばどういふ意味で、さういふものがないと確言できるか。これをひとつこで明言していただきたいと思ひます。

○影山政府委員 法務省からいまの点についてお答え申し上げます。

簡易裁判所は少額輕微な事件を迅速にやる、そして民衆に親しまれる身近な裁判所ということに發足いたしております。その性格はその後とも変わつておらないといふふうに考へてゐるわけでございませう。この簡易裁判所の性格につきましては、裁判所法がございませう。たゞこれを違警罪裁判所のようにする、あるいはそのほか令状等の発行をする。當時から全国に千百ばかりございまして警察を単位としたしまして、たくさんの方を設けてさういふふうにしたといふ議論もございまして、それだけでなく、これに輕微な民事事件を付屬させて行なうべきである、その際の輕微な事件といふものは、ごく簡単な手続で、たとへば訴訟手続等も裁判官の隨時便宜的に定める方法によるし、記録等も特に必要もない、主文をごく簡単に言い渡す、そのかわり控訴は覆審にするといふような議論も、最初の立案過程ではあつたわけでございます。ところが、現実には裁判所法となつて出ました形における簡易裁判所と申しますものは、それよりもはるかにいけば本格的な裁判所でございます。たとへば民事について申しますと、民事訴訟法が原則としてそのまゝかぶりまして、ただその少額輕微という点にのみかみまして若干の簡易手続をきめた、かういふことになつております。

その後、民事につきまして、發足當時は事物管轄も昔の区裁判所が二千元の總額の事物管轄をい

たしておりましたが、これが裁判所發足當時は五千元といふことでございまして、この点については民事の管轄を擴張したのであるといふ議論もあつたわけでございます。それが二十三年でございまして、その後二十五年にこれを三万円に引き上げ、さらに前回は十万円に引き上げる。それで第一回の引き上げが約六倍、この當時は終戦直後で非常にインフレーションの激しい時期でございまして、六倍、その後二十五年から二十九年に至る四年間は五万円に据え置かれて、四年間に三倍強といふことになつたわけでございますが、これも単に消費者物価だけにスライドしたわけでありませうが、経済の規模その他に合わせたものと思われませう。さういふ意味で、少額とは申してしまつても、先ほど申し上げましたやうなごく輕微な、ごく少額のものではなけれないかといふやうな最初の姿であつたと思われなもので、特にその後改正等からいたしまして、民事についても一審の裁判所である点に否定できないのではないかと、その性格といふものは十六年を経ました今回の改正においても特段に変へてゐるつもりではないといふふうに考へております。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいまの法務省からの御説明に特に補足することもございませうが、簡易裁判所の性格といふことはどういふふう

に説明するか、なかなかむづかしい問題もあるうと思ひますけれども、少なくとも今回の法案は物価スライドを中心とする経済變動に即応したものである、かように考へておりますので、これによつて何らかの性格を變更する、あるいは性格が變更されるということは全然考へておりませう。

○鑑治委員 物価の變動並びに経済單位の擴張とでも申しませうか、経済の伸張とともに取引の拡大、これはやむを得ない。それらの点から考へまして、先ほど言つたやうに、地裁と簡裁の訴訟のパーセンテージがこのやうに変化してきました以上は、これはやむを得ないでしょう。そして法務省から出ている別表によりますと、見当ではございませうが、本法の改正をすれば、地裁は四六・七％、簡裁は五三・三％となる、大体において平均する見込みだ、かういふふう書いてあるが、これはこさえられたときとどれだけ期間があるか知らぬが、この表に書いてある見当は今日といへども変わりはないと思ひます。このことといふものと確信し、そして裁判はうまくいくものといふお答えはききょうもできませんか、いかがですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 四十三年度の事件数は計算いたしまして、三十万円にいたしました場合は御指摘のとおりでございます。ただ、すでに四十四年の事件が出ておりますので、その事件もお手元の一一ページに掲げてございませう。四十四年度の事件で計算いたしますと、地裁が四八・四％、簡裁が五一・六％という数字に相なるわけでございます。

○鑑治委員 かえつて平均していいが、間違ひございませう。その点でまことにいいやうだが、これはあなたの方の見当ですから、理屈はそのとおりでも、實際において、先ほど申しましたが、そのとおりでできるかどうかという實際論は、ここで慎重に検討してみなければならぬ問題だと私は思ふのであります。

先ほどは抽象的に申しましたが、これから二、三具體的な点を申し上げてみたいと思ひますから、ひとつ御研究をお願いしたいと思います。

第一は、簡裁の上告でございます。簡裁の上告は高裁になつております。したがうして、いままで十萬元から上の事件は、上告は最高裁にいつたのであるが、本法案が通りまると、十萬元から上の事件は三十万円までは全部高裁へいつて、最高裁へいく権利を失う。別にわれわれは高裁を不信をするわけではございませうが、国民は、同じ上告をするならば最高裁へいきたいという感情を持つ者が多いだらうと思ひます。この点から考へまして、私はよく考へてもらわなくては、国民間に不満が生ずるものと考えるのであります。そこで、考えられますことは、民事訴訟法第三十条第二項及び同法第三十一条ノ二の規定の活用でございます。この点をできるだけ活用してい

ただきたい。ことに当事者の申し立てのあつた場合は――これは申し立てがあつても、裁判所の認定によつて許可するか、せぬかきまるわけですが、訴訟遅延を目的とするものであるといふことが明瞭である場合は、これは許可わけにはいきませんが、しからざる限りにおいてはこれを許可することを原則とする、かういふ考へ方をもちて臨んでいただくのが最もよいのじやないか、こう考へるのであります。また、裁判所としていかがでございます。また、さういふ方向に向けるということが差しつかえができるものか。事務局長おいでですから、できたら御答弁をお願いしたいと思います。

○矢口最高裁判所長官代理者 訴訟手続の技術的な問題でございませう。まず私からお答えを申し上げたいと思ひます。

御指摘の三十条の二項は、簡易裁判所に屬してあります事件が地方裁判所に提起された場合に、地方裁判所は申し立てまたは職権で、簡裁に移送することなく、自分でそのまゝ審理ができるという規定でございませう。三十一條ノ二というのは、簡易裁判所の事件が簡易裁判所に提起された場合、非常に困難であるといふふうと思はれて、申し立てがあつた場合または裁判官が地裁で審理したほうがよいと考へた場合、これを地方裁判所に移送するという規定でございませう。

まず、管轄と申しますのが画一的にきめられておるといふことは、これは訴訟当事者の双方にとつてそれぞれの利益があるわけでございますので、一方が申し立てた場合には、當然にそのとおりに移送するといふふうにしたことは、これは管轄が他方の利益のために設けられておるといふ一面がございませう。十分に検討しなければいけない問題であると思ひます。しかし、原告が地裁に訴えを提起いたしました場合には、これを直ちに簡裁に移すことなく、一応地方裁判所に応訴されるかどうかという手続を進めまして、被告のほうでこれに応訴してまいりますれば、もちろん問題はなかつたわけでございます。

できるだけ地方裁判所がこでやっていいではないかというふうな方向に持っていくということについては、被告において異論のない限りもちろん問題はなところだ、かように考えております。それから三十一條ノ二で、簡裁に提起されました場合に、被告が出てまいりまして、これはむづかしい事件だから地方裁判所に持っていくってほしい、移送してほしいということをお願いしては、場合にも、私もいたしましては、できるだけそれに沿うような取り扱いがなされることを望ましいというふうな存じております。

ただ、これはあくまで事件の具体的な判断の問題でございますので、私どものほうでこうこうしるということをお願いにはまいりませんが、御指摘の精神はもちろん異論がございませんので、会同その他を通じて、できるだけ当事者の意向に沿うような判断をせられることが望ましいのではないだろうかというふうな話し合いをいたすことについては、もちろん異論のないところでございします。

○鑑治委員 ひとつ事務総長においてもそういうふうな指導していただくことをお願いいたす次第でございます。

○岸最高裁判所長官代理者 その点は確かに引き受けいたします。

○鑑治委員 次は不動産事件ですが、これは私も不動産法の改正になったときにも申し上げたのですが、現在簡易裁判所ではまことに不適当である事件がふえだと思ふのです。法律が悪いとは思いませんが、なかなか容易なものではないと思ふけれども、たんのうな裁判官を簡易裁判所へ持つてこなかったらこれはまかないきれぬのじゃないかとは何回も申し上げたはずで、この機会において、大体まあこの節ですから不動産事件であれば三十万にはなると思いますが、あるいは二十九万で簡易裁判所だと言われることがあるかも知れませんが、こういう場合は不動産事件は原則として地方裁判所へ持つていくという大体のならわしにするということがいいのじゃないかと思ふ

が、この点はいかがですか。

○矢口最高裁判所長官代理者 不動産の事件がいろいろむづかしい問題を含んでおることが多いという点につきましては、御指摘のとおりだと考えております。ただ不動産の訴訟に關しまして、それが地方裁判所にいくか簡易裁判所にいくかという点で問題になります。訴訟物の価額というものは、その不動産の取引価額によるのが本来のたてまえであるわけでございします。そういうふうに見てまいりますと、現実の問題といたしまして、三十万円未満の不動産で重要な不動産というふうなものとはほとんどないのではないかとでも言い得るのではないかと存じます。しかし、実務の取り扱いといたしましては、この不動産の取引価額というものの一つの目安といたしまして、固定資産税の評価額というものを使用しておるわけでございします。固定資産税の評価額が一般の取引価額をかなり下回っておるということも、これはある程度事実でございします。その辺のところ、実際は高額のものが、固定資産税の評価額によつたがために、簡易裁判所の管轄になるということもあり得るのではないかと存じます。しかし、この点につきましては、本来の地方裁判所に持つていくべきか簡易裁判所に持つていくべきかというこの目安になるものが、実際の取引価額であるわけでございしますから、訴えを起こされる原告のほうでこれは地方裁判所のほうがいいということでございます。すれば、その実際の取引価額を評価していただいて、明示していただくことになれば、当然地方裁判所にいくことに相なる、このように一応は考えております。

しかし、そのようにした結果においても、なお簡易裁判所にいく不動産事件というふうなものも絶無ではないとは存ぜられますが、これは先ほど申しました移送の規定あるいは地方裁判所が直接処理する規定等を活用することによって、十分具体的事案に適した、妥当な裁判を行なうことができるのではないかと、このように考えておるわけでございします。

でございます。

○鑑治委員 それはそうなれば問題ないのです。私の言うのは、二十九万円だからといって簡易裁判所へ出た場合に、不動産ならばなるべくひとつ地裁へやろうじゃないかと、こういう慣行とでも申しますか、そういうようなことに持つていかれることがいいのじゃないか。したがって、裁判所のほうでもそういうふうな指導していただくことがいいのじゃないか、こういうことを申し上げるのです。その点は申し立てがあればこれは問題ありません。あれば当然先ほど言ったとおり。なくても、これはめんどうなことですから地裁へ回しましょう、こういうふうなひとつ指導していただくことはいかがなものであろうかということでございます。

○矢口最高裁判所長官代理者 私ども、不動産事件に限りませんが、それが困難な事件であります場合には、従前に比して裁判官の気持ちといたしましてはより楽な気持ちでこの移送の規定を活用していただきたいというふうな会同その他の場を通じて十分話し合つていきたい、このように考えております。

不動産事件ということだけから、ただそれだけの理由でいまのような取り扱いをすることが妥当であるかどうかというところは、一応問題かとは存ぜられますが、不動産事件というのはいささかしい問題を含んでおるのが通常であるということでございますので、そういうたむずかしい事件についてはできるだけ楽な気持ちで地方裁判所のほうに移送していく、申し立てがなくてもそのらのほうに持つていくという大きな方針については、先ほど来申し上げておりますように少しも異論がないわけでございします。

○鑑治委員 どうぞひとつそういうことでお願いいたしたいと思ひます。

次に、これは先ほどから申しましたように、このたびの改正は、社会事情上、経済事情上やむを得ず出されることであることがわかりましたが、弁護士会のはうから、地裁の事件が多くなつたか

ら、どうあつてもやらなければならぬということであるならば、地裁の判事をふやし、地裁の設備を充実すればいいじゃないか。それを簡裁をふやしてやるということはどうも筋違いじゃないかという議論が出ておるのですが、これも一応研究しておかなければならぬ問題だと思ひますから一部ここで申し上げます。

そこで、こしは二十五名の判事を増員いたしました。これは私があなた方に聞くというのとはちよつとおかしな話だが、こで明瞭にしておきたいから言うのですが、こしは二十五名の判事の増員は何を目的としてやられたのか。この増員によつて、この改正をやらなくても済むというふうなことはあるかないか、これをひとつこで明瞭にしてみたい。

○寺田最高裁判所長官代理者 この改正案は、先ほど来お話が出ておりますとおり、経済事情の変動に伴いますいわばスライドというものを目標とするものでございまして、その結果地方裁判所と簡易裁判所の事件の割合が平均化するということになる、こういうことでございします。地方裁判所を充実強化することについては、私も少しも異論のないと思ひます。むしろ積極的に従来から努力してまいつたところをございまして、いま鑑治委員から御指摘のございました昭和四十五年度予算、これは本予算はまだ御審議中でございますが、定員法で認めていただきました二十五名の増員は、うち二十名は地方裁判所の判事の増員であり、他の五名は簡易裁判所の判事の増員、かようなことになつてゐるわけであります。そういうたしまして、地方裁判所の判事の増員は、最近における各種の公安事件その他複雑な事件が出てまいりましたことに關連いたしまして、少しでも合議体を強化したいというふうなことにねらいの中心があるというふうな御説明申し上げてまいっておるわけでございします。

○鑑治委員 そこで、問題は判事の補充の問題です。事件がふえれば判事はたいへんな補充をされなければならぬが、一体どこから求められ

るつもりでございます。われわれ多年主張しております、特任判事をもってこれで行うというお考えであるならば、よほど考えてもらわなくてはならぬ。簡易裁判所の事件がふえた、何でもいから間に合わせに特任判事を持ってきてやればいいじゃないかという考えで本件を通されるというならば、たいへんな考えだと思ふ。ことに今日は経済が拡張しておる。経済が拡張すればその事件の内容も複雑多岐になることは当然でございます。これらの点から考えて、相当の素養のある者が判事になってくれなくてはいかぬと思ふわけです。その意味において特任判事はできるだけこれを採用しないこと、これを原則として立ててもらいたい。そうしてみれば、研修所を出た者で得られるのか。研修所を出た者で得られぬとすれば、どこから得られるのか。おそらく在野法曹から入れるよりほかにないと思ふのだが、これについてはあなた方はどういう抱負を持っておられるか。これは法務省及び裁判所、両方からお考えを承りたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理者 裁判所の問題でございますから、便宜裁判所のほうから先に説明させていただきますが、裁判官の増員及びこれに伴います給源の問題は、前々からこの委員会でもいろいろお話を承っておりますのでございます。

一般的に申し上げまして、私どもとしては、裁判官の増員は給源が許す限り、できる限り大幅にいたしたいということで努力してまいっておりますわけでございます。その点につきましては、私どもとしては予算上の制約と申しますよりは、むしろ給源上の問題のほうから従来ある意味での隘路であった、かように考えておるわけでございます。本年度判事の増員をとりやめまして判事補に中心を置きましてのもさような点に関連があったわけでございます。

一般的に給源といたしましては、現状では司法修習生から判事補を通じて判事になってまいるという経路が中心の給源であるというふうに申し上げざるを得ないと思ひます。た

だ同時に、弁護士から裁判官になっていただくということもわれわれとしてつとに希望しておるところでございます。先ほど御説明申し上げました、私どもと日弁連との連絡協議を五年ほど前に始めましたときも、最初一年半あるいは二年くらいでございましたか、もっぱら弁護士から裁判官になっていただくことについて、具体的にどういう方策を講ずればその道が開けるかというようなことについてのいろいろお話し合いをしたわけでございます。いろいろ意見を交換いたしましたけれども、結局きめ手になるような名案もないまま今日に至っておりますというのが実情でございます。

簡易裁判所の判事につきましても、一般的には同様でございます。ただ、御承知のように、定年退官の判事で簡易裁判所判事を希望する者がございます。こういう者は、できる限り定年退官判事を活用してまいりたい、そういうことを私どもとしても考えておるところでございます。

○鐵治委員 私も定年退官の人で達者な方にもう一ぺん働いてもらいたいというところは賛成でございます。けれども、もう先がきまつています。やはり在野法曹から若くてたんのうな者を求めることが私は最もいいと思ふ。これらの点について、いづれ何をやるにしても、在野法曹と最も緊密なる連絡をとり、協調をとって進んでもらうことが何よりも大事だと私は心得ておるわけでございます。この点は先ほど来何べんも申しますが、今後とも特別にひとつお考えを願ひたい。

そこで、ついでだから申しますが、大臣並びに事務総長にお答えを願ひたいのは、われわれ多年主張しております法曹一元の原理について、大臣はどのように思つておいでになりますか。この主張をいたしましてからかれこれ四十年になると思ひます。一時だいい進んで、これならばだんだんよくなると思つておりましたが、近ごろ見ると、だんだんと退歩していくようですが、どのようにお考えになりますか。事務総長もどうですか。私は退歩したように思ひますが、そう思ひになり

ません。これに賛成なんですか、不賛成なんですか。これは御両所別々にこの機会に御答弁願ひたい。

○小林国務大臣 法曹一元化というのは理想的な考え方、こういうふうには思ひますが、これはお話しのように、現在ますます逆行しておる、こういうことが言えるのじゃないかと思ひます。すなわち、弁護士から転用するというようなことがだんだん困難になりつつある。したがって私は、もう事実問題として、この考え方を實現することはきわめて困難な状態にある、こういうふうには認識をしておるということでございます。

○岸最高裁判所長官代理者 いわゆる法曹一元の問題でございますが、数年前臨時司法制度調査会がこのところべき制度の一つとして、法曹一元の制度は、これが円滑に實現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度である。

しかし、この制度が實現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていません。したがって、現段階においては、法曹一元の制度の長所を念頭に置きながら現行制度の改善を図るとともに、右の基盤の培養についても十分の考慮を払うべきである。

こういう結論が全員一致をもって採択されておるわけでありま。

ところが、御指摘のように、この法曹一元というものは古くから言われておりましたが、急速には實現できない、これについては、この調査会が指摘しておりますとおり、その基盤となる条件が整備されていらないということが一つの大きな原因であらうと思ひます。その基盤となる諸条件のうち、一番何が大切かということになりますと、これは法曹一体化というものがまず大前提になると思ひます。この点につきましては先ほど事務局長からも少しく御説明いたしました。裁判所はいづれでも弁護士会と胸襟を開いて話し合う用意をいたしておりますので、弁護士会のほうにおかれましては、やはりわれわれの気持ちにくんで、在朝

在野と胸襟を開いて話し合う、そういう体制をとっていただきたい、かように考えております。

○鐵治委員 基盤がでかぬといえは幾らたつてもできつてありません。やはりこしらへることにも方々とも努力をすることに初めて實現するものであります。私は、これは一代こういうことを言つて終わるのだが、ただどうも基盤ができません、できませんでは遺憾しくだと思ひます。いま初めて言うわけじゃありませんが、ぜひともひとつ本気になって考えていただきたい。

在野法曹との協調ですが、私はきょうここであげましたこの点から見ても、話が合はぬと言われるが、もつと突っ込んでいけば話はわかるわけじゃありません。物価はスライドしておる、この数字をもうちょっと突き合わせればそれでいいものを、てんでんにかつてなことを言つて、そんなに上がつておらぬ、いや上がつておる、そんなことを言つておつたのはどんなにたつてもいかな。地方裁判所の事件がふえてしょうがないのだ、いやふえないのだ、それではおまえのふえるというのはどこがふえるのだ、おれのふえるというのはいくらなんだ、事件とはこれじゃないか、こういうふうになぜもつと打ち割つてやられないのですか。法曹一元をやろうとするならば、そういうことができるようにならなければ法曹一元になりやしないのです。きょうはここに在野法曹が見えておるのですが、もうこれだけのことができないとは情けないと思ひます。

どうかひとつそのことをお考えくださいまして、いま私はこれで違つておることが明瞭になつてきましたからいいけれども、何でもないことだ、ひとつぜひともこれをやらなければいかぬ、こういう考え方になつてもいいと思ひます。このあたりがございましょう。私の言うことはいかぬですか、まだその時期に到達してありませんか、距離がございましょう、いかがですか。

も持つております。お互いに責任をなすり合うというようなことはしないで、弁護士会におかれても——裁判所だけが幾らやろうとしたって、一方的では何もできません。弁護士会におかれても、やはりそういう気持ちになつていただきたい。臨司の意見書の中に、司法協議会の設置ということが提案されております。これは法曹一体感を醸成するために、裁判所、検察官、弁護士、それから学識経験者をもつてそういう制度をつくつて、そうしてそこで司法制度の運用について十分に協議するようにという構想のものでありますが、従来いろいろな事情からこれすらまだできていない、こういう状況でありますので、こういうことでは日本の司法の将来のためにも決していいことではないと考へております。極力私もその方向に努力したいと思ひます。

○鍛冶委員　ついでだから、少し本論からはずれるようだが申し上げておきたいのは、判事の素養ですが、ずいぶん世の中が進みまして、科学がたいへん急速な進歩をしてまいりました。そこで事件も訴訟もたいへん変わった訴訟が出てまいります。したがって、旧来の判事の頭ではこなし切れない訴訟がずいぶん出てくるであらうし、また、これからどしどし出てくることと思ひます。そのたびごとに、おそらくその専門家を頼んで習うか、鑑定をしてもらうか何かしておられるのだらうと思ひますが、私はそういうことではいかぬと思ひます。これはやむを得なければしかならない、やらなければならぬが、やはり世界が進めば裁判所も進んでもらわなければならぬ。原子力が進んでくれば裁判所も原子力に追いついていかなければならぬ。電算機が出てくれば電算機に進んでいくような裁判もやらなければならぬ。そういう知識も裁判官は持つておらなくちゃいかぬものだと思ひます。

それらの点から考えられまして、新しい時代に向かうところの新しい教育のしかた、やかましくいえば、裁判官とはいかなるものかという大きいところまでくるのですが、そういう方法までも考へ

えて今後養成してもらいたい。また、在野法曹もこれと同様に追つついていくように勉強しなければならぬ、こう思ふ。お互いに切磋琢磨して司法の前進をはかり、そして法曹一元の実をあげるということが何よりも大切なことであるし、そうでなくちゃならぬと私は心得るのですが、そこまで考へる必要はないと思ひますか、いかがです。

○寺田最高裁判所長官代理者　裁判官を含めて法曹一般の専門化の問題は、現在及び将来における非常に重要な問題であり、かつデリケートな問題であると私も考へておるわけでございます。確かに、非常に科学その他が進歩いたしますに追いついてまいらなければならぬということも御指摘のとおりでございます。しかしながら、また同時に、法曹としてのいわば基本的なあり方としては、やはり法というものを中心に考へるということで、単なる科学的な技術者になるわけにはまいらないわけであります。現状では、たとえば鑑定によりますとか、あるいは調査官を用いますとか、あるいはその他いろいろの方法を併用してやつてまいつておるわけがありますが、そういうものを理解するためにもやはり一定の素養を必要とするわけでありまして、現在では会同あるいは研修等の機会を通じまして、裁判所としてはその方向に努力しておるのが実情でございます。弁護士会におかれましてはそういう方向にお進みになることを、われわれとしては期待いたしておる次第でございます。

○高橋委員長　次回は、明八日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

昭和四十五年四月十五日印刷

昭和四十五年四月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局